

資料5

改定までのスケジュール及び今後の進め方

目次

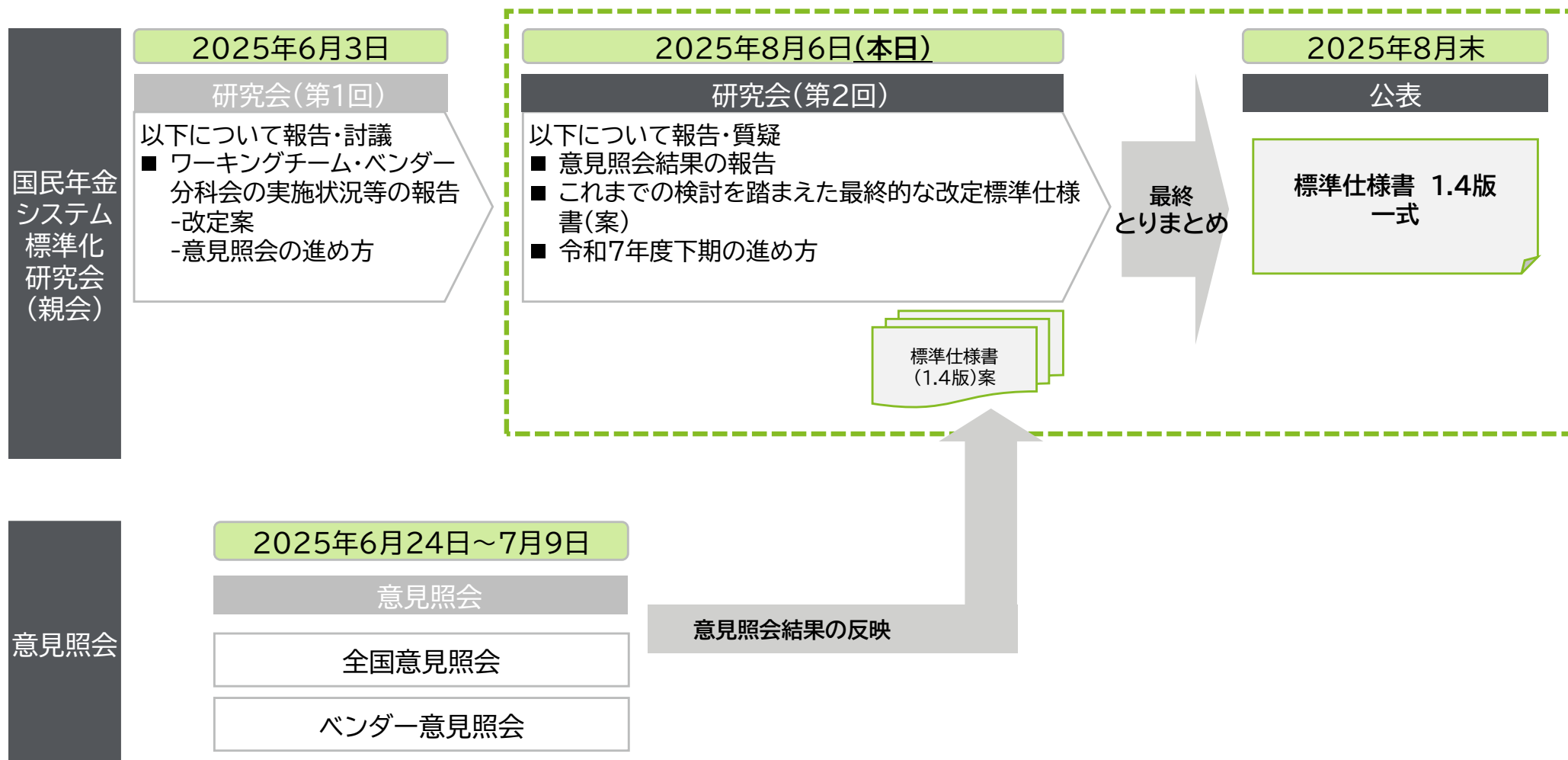
1. 改定までのスケジュール

2. 今後の進め方

1. 改定までのスケジュール

1. 改定までのスケジュール

第2回研究会で意見照会を踏まえ作成した標準仕様書(1.4版)案を最終確認し、8月末に公表を予定しています。



2. 今後の進め方

2. 今後の進め方

2-1. 令和7年度全体スケジュール

特定親族特別控除の創設に伴い、標準仕様書の改定を令和8年1月末に実施する予定としています。
 1月末の改定に向けて、ワーキングチーム、バンダー分科会及び研究会の開催日程も当初予定から変更しています。

業務		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストン・会議体	マイルストーン	改版標準仕様書(令和7年度)発出(8/29) 育児期間における保険料免除措置						改版標準仕様書(令和7年度)発出(1/30) 特定親族特別控除※					
	研究会		第1回 ▼		第2回 ▼			第3回 ▼		第4回 ▼		第5回 ▼	
	WT	第1回 ▼					第2回 ▼						
	分科会	第1回 ▼					第2回 ▼						
ア. 改定標準仕様書の作成	(ア)WT及び分科会の開催	進め方整理	WT・分科会準備	研究会準備	研究会準備		WT・分科会準備	研究会準備		研究会準備		研究会準備	
	(イ)改定標準仕様書案に対する意見照会及び整理		意見照会準備	意見照会	意見集約	公表準備		意見照会準備	意見照会	意見集約	公表準備		
	(ウ)改定標準仕様書作成業務					研究会結果反映 領域間調整					研究会結果反映 領域間調整		
イ. 正誤表の作成							正誤表作成						
ウ. 令和8年度以降の業務効率化に向けた検討			下期の検討に向けたヒアリング等の実施及びとりまとめ				個別検討課題 被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)、標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法、「書かない窓口」の実現に向けた検討 等						

※特定親族特別控除と国民年金等事務の関係について
 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の成立により、納税義務者が特定親族を有する場合、その者の総所得金額等から、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設された。
 国民年金等事務において、国民年金保険料の免除基準等に係る所得の額の計算に当たっては、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額等の合計額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額等を控除することとされており、今般創設された特定親族特別控除を新たに所得控除額の対象に追加する方針で検討を進めている。

EOF